

箱根町公共サインガイドラインの策定について（2010.6.3 勝俣）

1 進め方

- (1) できることをできるだけ早く実施する。(現況調査) H22
 - ア 調査をとおし、不要看板をまず撤去する。(撤去に係る基準作成)
 - イ 関所通りの交通規制サイン等の撤去を計画的に実施する。
- (2) 景観施策推進会議等において、調査・研究を進める。 H22、H23
- (3) 公共サインガイドラインの策定 H23

2 ガイドラインに定めるべき事項

(1) 公共サインの定義

ア 案内看板

地区や地域、施設などの全体的な状況を地図等で示し、事物の所在や位置、現在地との位置関係などを確認するもの。

例...観光案内板、地域案内板、施設案内板

イ 誘導看板

目的の場所へ誘導することを目的とし、矢印等で示すもの。

例...観光地などへの誘導標、指定避難場所表示板

ウ 解説看板

事物の内容、歴史、操作方法などを解説するための機能をもつもの

例...文化財説明板、施設説明板

エ 注意看板

特定の場での規制、警戒等の注意喚起することを目的とするもの。

例...ポイ捨て禁止看板、駐車禁止標、禁煙標、立入禁止標、火気注意標

(2) ガイドラインの対象とすべき公共サイン

(3) 基準

ア 表示デザイン

(文字書体、色彩、デザイン、ピクトグラム、仮字、表示面積、高さ、向き)

イ 配置・整備

(構造、照明、位置)

ウ 表示内容

(情報掲載基準、凡例、方位、スケール、多言語表示)

エ エイブルサイン

(外国人、車いす使用者、視覚障がい者、経路表示)

オ 景観

(色彩、規模、集約化、事業者等への協力)

(4) サインに替わる方策(ツール)等の検討(地図、携帯サイト、パンフレット等)

(5) 維持管理

(定期点検、補修、管理体制等

<管理台帳の作成>

設置年月日

設置場所

標識種別

サイズ

仕様(素材、照明等)

設置場所案内図

現況写真

管理部署

3 留意すべき国等が定めるサインのガイドライン

(1) 観光活性化標識ガイドライン(H17.6 国土交通省)

(2) 公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン(H13.8 エコジョー・モビリティ財団)

4 留意すべき関連法規

(1) 神奈川県屋外広告物条例

(2) 自然公園法

(3) 箱根町景観条例・計画

(4) 道路構造令

(5) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

公共サイン設置状況調査について

1 調査目的

- (1) 公共サインガイドラインの策定にあたり、設置現状の把握と課題整理、さらには、具体的な方策検討をするため。
- (2) できる事をできるだけ早く実施するといった考え方のなかで、景観に大きな影響を与えると考える不要サインについては、その効果的な取組みの一つとして、撤去することが考えられるが、それら対象の把握等をするため。
- (3) 今後、公共サインの維持管理を適切に行うため、管理台帳等の整備が必要であると考えるが、その作成へ向けた基礎的な資料とするため。

2 調査対象

(1) 対象

- ア 町が道路や公共施設の敷地等に公共のために設置しているもの。(調査日現在、設置していないが、定期的(月に1回、年に1回など)に設置するものを含める。)
- イ 「のぼり旗」、「懸垂幕」、「捨て看板」等を含める。
- ウ コピー用紙等をラミネートし、簡易的に作成したものを含める。
- エ 施設名を記したプレート等を含める。

(2) 除外

- ア 防災訓練、美化大会、森林浴ウォーク等の事業で、短期的に(一日から一週間程度)設置するもの。
- イ 災害時等仮設的に設置されるもの。
- エ 公共施設等の屋内に設置されているもの。

3 調査票の記入にあたって

設置年月日(選択)

はっきりした設置年月日が分からない場合は、「年 月頃」、または「不明」を選択ください。

また、定期的に設置するものは、「定期」を選択し()に、月に1回、年に1回等、その設置周期等を記入してください。

設置場所

「公共施設名」及び「設置地番」を記入ください。

管理課

現在の管理課を記入ください。

サインの種類（選択）

次の区分により対象となるサインの種類を選択ください。

案内サイン

地区や地域、施設などの全体的な状況を地図等で示し、事物の所在や位置、現在地との位置関係などを確認するもの。

例...観光案内板、地域案内板、施設案内板

誘導サイン

目的の場所へ誘導することを目的とし、矢印等で示すもの。

例...観光ポイントなどへの誘導標、指定避難場所表示板

解説サイン

事物の内容、歴史、操作方法などを解説するための機能をもつもの。

例...文化財説明板、施設説明板

注意サイン

特定の場での規制、警戒等の注意喚起することを目的とするもの。

例...ポイ捨て禁止看板、駐車禁止標、立入禁止標、火気注意

その他

どれにも区分し難いものは、「その他」を選択し、() に具体的な表示内容等を記入ください。

設置目的

サインの設置目的を記入ください。

本体サイズ

サイン全体のサイズ（表示板、柱等を含めたサイズ）及び設置数を記入ください。（同様のサインを設置している場合は、設置数が複数になります。）

表示面積

サイン表示部の面積を記入ください。（柱等を除く。）

表示板の構造、柱の構造（選択）

区分に従って該当するものを選択ください。

照明（選択）

照明を使用している場合は、「内部」から照らしているものなのか？「外部」から照らしているものなのか？ 選択ください。

表示板、柱の色彩を記入してください。大まかな色彩で結構です。

また、表示板については、地色と文字色等を区別してください。

構造、色彩の規定法令（選択）

道路標識のようにその種類や様式が法令等で定められている場合は、

「有」を選択し、()に具体的な法令名を記入ください。

分からない場合は、「不明」で結構です。

県屋外広告物条例、 自然公園法の手続状況（選択）

公共サインの設置は、県の条例や自然公園法の規定に基づく手続きが必要な場合があります。

分かる範囲で結構ですので、その状況を記入してください。分からない場合は、「不明」を選択してください。

設置状況と対応（選択）

次の事項を参考として、サインの設置状況を選択し、状況が「悪い」を選択した場合は、その理由と今後の対応の考え方を記入ください。

<管理状況>（「良い」、「悪い」の判断）

- ・ 表示面は、十分認識できるか？
- ・ 落書き等がされていないか？
- ・ 朽ちていないか？
- ・ 塗装面等は、剥がれていないか？
- ・ 退色していないか？ など

その他、特記すべき事項やご意見等を「備考」に記入してください。

案内図

サインが設置されている場所を把握するため、明細地図程度の縮尺の案内図を貼付ください。（紙、画像データどちらでも結構です。別添でも結構です。）

現況写真

現況が分かる写真を貼付ください。（紙、画像データどちらでも結構です。別添でも結構です。）

* 処理欄は記入しないでください。

公共サイン設置状況調査票(案)

設置年月日 (選 択)		年 月 日				年 月 頃	
設置場所		公共施設名: 設置地番:					
管理課							
サインの種類 (選 択)		案内 誘導 解説 注意 その他()					
設置目的							
本体サイズ (mm)		高さ × 幅		× 奥行き		設置数:	
表示面積サイズ (mm)		高さ × 幅					
本体 構造	表示板 (選 択)	ステンス アルミ スチール 樹脂系 その他()					
	柱 (選 択)	ステンス アルミ スチール 樹脂系 その他()					
	照明 (選 択)	内照 外照					
色彩	表示板	地色:		文字色等:			
	柱						
構造、色彩規定法令		無 有() 不明					
手続 状況	県屋外 広告物条例	不明 年 月 日 許可				適用除外	
	自然公園法	不明 年 月 日 許可、届出				適用除外	
状況と対応 (選 択)		状況: 良い 悪い() 対応: 再設置 補修 撤去 その他()					
備 考							

公共サイン設置状況調査票(案)

<p>案内図 (1:2000 ~ 5000 程度)</p>	
<p>現況写真</p>	
<p>処理欄</p>	

「国際観光地にふさわしい屋外広告物設置」検討プロジェクト 神奈川ブロック実施方策

1 目的

「国際観光地にふさわしい屋外広告物設置」検討プロジェクトの取組み内容を明らかにするとともに、それら取組みを計画的、効果的に推進するための方策を示すものである。

2 取組みの方向性

住民と協働し、屋外広告物等による魅力的な公共空間を演出する

3 取組みの方策

- (1) 短期間に、集中して施策展開するためモデル地区を指定する。
- (2) できることを、できるだけ早く、効果的に実施する。
- (3) 地域住民等と連携して行う。
- (4) 地域の景観まちづくりの展開を視野に入れる。
- (5) 他地域への展開を視野に入れる。
- (6) 観光施策との連携を図る。
- (7) その他町の景観施策やまちづくり施策との連携を図る。

4 モデル地区の指定と取組み内容

(1) モデル地区指定

指定にあたっては、今後の町の景観施策において、発展性が望める区域、従前から景観への取組みがされており、本事業の実施により、より効果が得られると考えられる区域を選定条件として考察した結果、別添に示す箱根関所通りをモデル地区とすることとした。

(2) モデル地区における取組みの内容

- ア のぼり旗の自主規制と代替案の検討
- イ 関所通りにふさわしい看板の検討
- ウ 観光施策と連携した取組みの検討
- エ 関所通りにおけるエリア・マネジメントの推進

5 協働による取組み体制

(1) 住民

本取組みを効果的に進めるため、平成22年1月に関所通り事業者で構成する研究会を設置した。(自主設置)

ア 研究会の名称
箱根関所通り景観まちづくり研究会

イ 構成店舗

番号	店 舗 名	業 種
1	箱根丸山物産本店	土産店
2	箱根丸山物産関所工芸店	土産店
3	民芸の里	土産店
4	そば処おおいし	飲食店
5	おおいし製麺所	製麺所
6	御番所茶屋（箱根関所旅物語）	飲食店
7	ふれんず箱根	土産店
8	関所の茶屋	土産店
9	箱根オルゴール館	土産店
10	美濃屋	飲食店

ウ 研究事項

- （ア）箱根関所通りの景観まちづくりに関する調査及び研究
- （イ）箱根関所通りの景観重点地区の指定に向けた調査及び研究
- （ウ）箱根町景観計画の策定及び変更提案に係る調査及び研究
- （エ）その他、本研究会の目的を達成するために必要な事項

（２）プロジェクトチーム（神奈川県ブロック）

チーム構成機関・団体
環境省箱根自然環境事務所
神奈川県県土整備部都市整備公園課
小田原市都市部まちづくり景観課
箱根町環境整備部都市整備課
箱根町企画観光部観光課
箱根町教育委員会 生涯学習課
箱根関所通り景観まちづくり研究会（関所通り事業者）

* 必要に応じ箱根町景観まちづくりアドバイザー等の出席を可とするもの。

（３）庁内会議

景観計画に掲げる景観まちづくりの将来像の実現へ向け、職員の創意工夫のもと箱根町にふさわしい景観施策を推進するため、平成 21 年 9 月に「箱根町景観施策推進会議」を庁内に設置した。

本会議では、国際観光地にふさわしい屋外広告物の設置について行政として先導的な役割を担うため、平成 22 年度には、その指針となる公共サイン

の設置基準を策定する予定であるが、そのなかで関所通りにおける屋外広告物のあり方についても検証を行っていく。(本会議の調査・研究の概要については、庁内グループウェアの他、ホームページにおいても情報提供・発信に努めている。)

(4) その他住民等

今後、その他地域において事業をスムーズに展開するため、また住民等と事業の情報共有を図るため、実施状況等をホームページに掲出する等積極的な情報提供を行うものである。

6 関所通りにおけるモデル事業の具体的な取組み

(1) 景観まちづくりにおける関所通りの現状及び課題の整理

- ア 箱根町景観まちづくりアドバイザーと住民との意見交換
- イ 自然公園法及び県屋外広告物条例の規制状況の把握
- ウ 自然公園法及び県屋外広告物条例の規制への対応状況

(2) のぼり旗の自主規制(掲出を不可)と代替案の検討

- ア のぼり旗の掲出効果の検証と問題点の抽出
- イ のぼり旗の掲出規制に伴う代替案の検討

<代替案>

- ・ 景観協力店舗認定制度(広報、ホームページ、認定シール等)
- ・ QRコード付きエリアマップの作成(手作り)
- ・ 携帯電話を活用した店舗情報の提供(おすすめ商品、旬の話題・・・)
- ・ のぼり旗に替わる関所通りにふさわしい「日除け幕」等の設置(サンプルを作り、観光客等にアンケートを実施する。)

(3) 関所通りにふさわしい看板の検討

ア 箱根地区の景観まちづくりと取組み状況

事業等	取組み状況	予定・課題等
箱根関跡保存整備 (H11~H18)	箱根関所の復元	・ 箱根関所を生かした観光、交流、学習等強化方策を検討する。 ・ 観光PRをする。
PR事業及び交流拠点整備等 (H12~H21)	・ 町道箱2号線整備 ・ サイン整備(総合案内板等) ・ インフォメーションセンター設置 ・ パンフレット、ポスター等作成 ・ まちづくりガイドライン策定	・ 商店自ら取組みを進められるよう支援を行う。 ・ 回遊性を高める。(サイン表示)
街なみ環境整備事業 (H9~H18)	・ 修景施設整備(17件) ・ 小公園整備 ・ 道路整備(箱89号線の一部)	案内板、ストリートファニチャーの設置

イ 箱根関所地区まちづくりガイドライン

箱根関跡保存整備事業で作成された「箱根関所地区まちづくりガイドライン」における景観まちづくり方策について検証するとともに、箱根関所通りにふさわしい屋外広告物について検討する。

< ガイドラインに示されている屋外広告物に対する考え方 >

屋外広告物等のデザイン（建物の演出 - ガイドラインから）

- ・ のれんや看板で演出する。
- ・ 箱根宿全体の統一したのぼり旗をつくる。（商品に係るのぼり旗ではない。）
- ・ 合成素材の看板でなく、江戸時代の看板をつくる。

サインの設置

- ・ 総合案内板（整備完了）
- ・ 誘導サイン（整備完了）
- ・ 解説サイン

その他

- ・ 灯籠（ローカルライトアップ）

（４）観光施策と連携した取組みの検討

箱根関所通りにふさわしく、観光客誘客に向けた施策を検討する。

< 施策案 - ガイドラインから >

- ・ 遊びをつくる（通行手形スタンプラリー）
- ・ まちの宝をつくる（おみくじ、絵馬等）
- ・ 食をつくる（江戸アイスクリーム、江戸カフェ等）
- ・ 人の活気をつくる（朝市等）

（５）関所通りにおけるエリア・マネジメントの推進

ア 箱根関所通り景観まちづくり研究会を主体として推進する。

イ 当面、屋外広告物の掲出等に対し自主的に規制・誘導する。

ウ 景観重点地区の指定に向けた調査・研究し、町に提案する。

7 モデル事業推進に係る助成について

本モデル事業については、住民の合意形成のもと住民が主体となって取組むことを基本とするが、具体的な取組み方策が示された段階で、住民と行政との役割や分担を精査し、必要と考える事項については、町が助成（平成 23 年度以降対応 - 財源検討）を行うものとする。

また、方策検討の段階において必要と考える専門家の派遣や関係機関との調整、取組みの P R 等は適宜町において行うものとする。

箱根関所通りの事業を効果的に進めるための方策

1

地域の先駆的な取組みとして重点的に取り組むべき事項

< 過剰なデザインを避ける >

景観形成に寄与しない過剰なデザインの地図、掲示板、ポスター、抑止サイン等を撤去する。



自然公園法及び県屋外広告物条例の基準内容と遵守事項を確認する。

撤去対象の屋外広告物を把握する。(のぼり旗を除く。)

特に、交通規制に係るサイン等については、現在関所通りに乗り入れられている車両の駐車場の問題を解決する。(道路管理班、生涯学習、事業者等で協議)

< 質の高い関所通りにふさわしいデザインとする >

陳腐な印象のあるのぼり旗を撤去し、日除け幕など風格のある表現を新たに導入する。



のぼり旗についてアンケートを実施し、掲出効果や問題点を把握する。

日除け幕の掲出案を検討する。(シミュレーションにより複数作成)

今後の展開方策を決定する。

2

できるものからできるだけ早く取組もうとする事項

STEP 1

(平成22年9月まで)

対象(番号)	取組事項(番号)
- 県、町、事業者が協働して取組む事項	アンケート実施 実施報告書作成 観光イベント開催 事業PR 「箱根関所地区 まちづくりがトライン」によるまちづくりの推進検討
- 県、町が取組む事項	研究会ホームページ開設(町職員作成) 携帯サイト開設(店舗紹介、パンフレットQRコードから展開、町職員作成) パンフレット作成(町職員作成) 景観協力店舗制度創設 公共施設サイン基準作成
- 事業者が共同で取組む事項	通りにふさわしい店舗看板等について(木製立札について検討) 植栽(プランターの設置、流木のオブジェ、和風、管理体制) ディスプレイの見直し(シールド)

	自動販売機による修景（ステッカー貼付禁止、情報掲示面の活用） エリア・マネジメント推進方策策定
- 事業者が個々に取 り組む事項	外壁等修景 枯れた植木鉢、季節用品等不要物撤去 その他、アドバイザーからの個別指導事項対応

STEP 2

（平成 22 年 10 月以降）

対象（番号）	取組事項（番号）
- 県、町、事業者が協 働して取組む事項	事業実施に係る財源の確保 その他地区へのエリア拡大検討（観光協会、商工会議所等調整） 重点地区の指定検討 事業 P R 空き店舗の利用検討（チャレンジショップ、コミュニティースペース）
- 県、町が取組む事項	景観協力店舗制度の運用 公共施設サイン基準の運用 「箱根関所地区 まちづくりガイドライン」によるまちづくりの推進検討
- 事業者が共同で取 組む事項	通りにふざわしい店舗看板等について（木製立札について検討） 植栽（プランターの設置、流木のオブジェ、和風、管理体制、生花サークル） ディスプレイの見直し（シブール） 自動販売機による修景（ステッカー貼付禁止、情報系地面の活用） エリア・マネジメントの推進 景観計画に係る提案事項検討
- 事業者が個々に取 り組む事項	外壁等修景 枯れた植木鉢、季節用品等不要物撤去 その他、アドバイザーからの個別指導事項対応

3

実施計画書及び報告書の作成

本事業は、事業者、県、町等の役割と分担、そして協働により取組むものであるが、各取組における情報の共有化と計画的・効果的な事業の推進を図るため、次により「実施計画書」及び「取組報告書」を作成するものである。

箱根町景観施策の実施状況と今年度の予定（平成22年度）

目 次

1 趣 旨	1
2 構 成	1
3 平成20年度以前の景観の取組	2
4 景観施策の取組状況と今年度の取組予定		
4 - 1 取組事項	4
4 - 2 景観施策の取組状況と今年度の取組予定一覧		
(1) 景観計画の策定		
ア 景観計画策定	5
イ 景観計画実施計画策定	5
ウ その他取扱い策定	5
(2) 町の先導的役割への対応		
ア 景観施策推進会議の設置	5
イ 景観形成公共施設整備指針策定	5
(3) 町民と協働した施策の推進		
ア 景観施策に関する情報提供・周知	5
イ 景観まちづくりを考える会の設置	5
ウ 景観まちづくりアトバイザ制度の創設	6
エ 景観計画提案団体の認定推進	6
オ 景観まちづくり表彰制度の創設	6
(4) 新たな施策展開		
ア 屋外広告物に係る施策検討	6
イ 眺望点の指定方策検討	6
ウ 景観計画に掲げる研究事項への対応	6
エ 事業者等への協力依頼	6
(5) 山静神プロジェクトチーム等への対応		
ア プロジェクトチームへの参加	7
イ 箱根関所通り景観まちづくり研究会との連携による取組	7

1 趣 旨

箱根町の豊かで美しい自然景観、歴史性及び地域性豊かな魅力ある景観をいつまでも守り、育て、未来に継承するため、平成21年6月1日に景観法に基づく箱根町景観条例と景観計画を施行し、この4月で10ヶ月が経過しました。この景観条例等の施行にあたっては、新規制度の運用であることから、適切な事務処理を行うための環境整備を優先的に進めるとともに、町が担うべき役割や今後の景観方策の検討、さらには、住民等と連携した景観まちづくりの推進に努めてきたものでありますが、ここで、平成21年度の取組を今一度整理し、それらを踏まえたうえで景観施策を適切、効果的に進めるため、平成22年度において、具体的に取組むべき事項を示すこととしたものです。

2 構 成

本書では、まず、平成20年度以前の町の景観の取組について整理した後に、平成21年度の取組状況と平成22年度に予定とする取組事項をまとめました。

平成20年度以前の景観の取組事項

景観保全・形成へ向けた規制検討方針策定
まちづくり懇談会開催
ちいきづくり研究会開催
箱根町景観保全形成検討会議設置(庁内)
景観行政団体へ
「21世紀に残したい私の箱根」実施
箱根町建築協定に関する条例施行
開発事業指導要綱改正に伴うパブリック・コメント実施
景観まちづくり講演会開催
景観計画策定委員会、景観まちづくり研究会設置
景観条例素案等に対するパブリック・コメント実施
景観条例、計画施行

平成21年度の取組状況及び平成22年度の取組予定事項

景観計画策定
景観計画実施計画策定
その他取扱い策定
景観施策推進会議の設置
景観形成公共施設整備指針策定
景観施策に関する情報提供、周知
景観まちづくりを考える会の設置
景観まちづくりアドバイザー制度創設
景観計画提案団体の認定推進
景観まちづくり表彰制度の創設
屋外広告物に係る施策検討
眺望点の指定方策検討
景観計画に掲げる研究事項への対応
事業者等への協力依頼
山静神プロジェクトチームへの参加
箱根関所通り景観まちづくり研究会との連携による取組

3 平成20年度以前の景観の取組

	対象/内容	執行・施行日等
1	国際観光地「箱根」の景観保全・形成へ向けた規制検討方針策定	H17.11作成
	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な方策検討に向けた方針を示す。 規制の考え方と手順（段階的に展開、開発事業指導要綱改正による高さ制限、要綱の条例化、都市計画（地区計画、高度地区）による規制、景観法に基づく規制）、調整事項、規制に係る町民との合意形成 	
2	まちづくり懇談会開催	H17.11.24～30開催
	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業指導要綱による高さ規制 建築協定に係る条例の制定 	
3	ちいきづくり研究会開催	H17.12.5～9開催
	都市計画マスタープラン策定時に組織したちいきづくり研究会から意見を聴取した。 <ul style="list-style-type: none"> 開発事業指導要綱による高さ規制 建築協定に係る条例の制定 	
4	箱根町景観保全形成検討会議設置（庁内）	H18.1.20設置
	<ul style="list-style-type: none"> 開発関連課（8人）及び庁内公募者（3人）で組織 景観保全、形成施策の検討 景観施策推進会議の設置に併せH21.9.11に廃止 	
5	まちづくり懇談会開催	H18.2.22～28開催
	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業指導要綱による高さ規制 建築協定に係る条例の制定 	
6	景観行政団体へ	H18.4.1
	<ul style="list-style-type: none"> 県知事の同意 H18.2.7 	
7	「21世紀に残したい私の箱根」実施	H18.4.1～8.31実施
	<ul style="list-style-type: none"> 今後の景観施策検討の資とするため「心に残る箱根の風景」を募集 応募件数 336件 応募作品集の作成（町内の応募小中学校、その他応募者へ配布） 応募作品の展示（役場本庁、文化センター、社会教育センター、箱根出張所、宮城野公民館） 	

3 平成20年度以前の景観の取組

	対象/内容	執行・施行日等
8	箱根町建築協定に関する条例施行	H18.4.1施行
	建築基準法に定められている「建築協定制度」を活用できるよう制定 ・最低敷地面積の設定、建築物の用途を制限、建築物の高さ・階数・建ぺい率の規制など	
9	開発事業指導要綱改正に伴うパブリック・コメント実施	H18.5.1～14実施
	応募意見なし	
10	箱根町開発事業指導要綱改正	H18.6.1施行
	・建物高さ規制強化（20メートル 15メートル） ・アイドリングストップに係る規定追加等	
11	景観まちづくり講演会開催	H19.2.19開催
	・対象：職員、議員、自治会等（71名出席） ・講師：東京大学アジア生物資源環境研究センター 教授 堀 繁 ・テーマ：「観光地箱根のステップアップと景観の保全・整備戦略」	
12	景観計画策定委員会設置（下部組織＝景観まちづくり研究会）	H19.4.25設置
	・景観計画の策定にあたり、町民の意見や提言を反映させるために組織（15人） ・地域ごとに「景観まちづくり研究会」を設置（各地域10名以内、公募あり） ・H20.11.7 までに、委員会3回、研究会5回開催 ・H20.11.7 報告書を町長へ提出	
13	景観条例及び景観計画素案に対するパブリック・コメントの実施	H20.8.11～31開催
	応募意見3件	
14	まちづくり懇談会開催	H20.8.27、29開催
	・景観条例及び景観計画素案について	
15	景観条例及び景観計画施行	H21.6.1施行
	・条例告示日：H21.3.16 ・計画書策定日：H21.4.8 ・計画書告示日：H21.4.27	
16	箱根町開発事業指導要綱改正	H21.6.1施行
	景観条例及び景観計画施行に伴う所要の改正	

4 景観施策の実施状況と今年度の取組予定(平成22年度)

4 - 1 取組事項

景観への取組みについては、大きく次の5項目に分類し、その他取組事項との関連性を十分配慮しながら取組むこととしました。

	対 象	内 容	取組数
	景観計画等の策定	今後、町が進むべき景観まちづくりの方向性やその取組方策、さらには各種基準等の策定を主とした、景観推進の根幹をなす基盤整備をするための取組	3
	町の先導的役割への対応	箱根町景観条例第10条の規定により町が公共施設の整備等を行う場合に果たすべき先導的役割について、その方針や具体的な基準を定めるとともに、それらを推進するための体制づくりのための取組	2
	町民と協働した施策の推進	箱根町景観条例第7条第2項及び3項に規定する町の責務（町民等への意見聴取・情報提供・活動への支援）を果たすため、必要となる取組	5
	新たな施策展開	今後、町が景観形成の保全、形成を進めるうえで新たに取組むべき事項	4
	山静神プロジェクト等への対応	平成21年度から重点的に取組んでいる『富士箱根伊豆交流圏構想（山静神サミット）・広域連携施策に係る「国際観光地にふさわしい屋外広告物設置」』検討プロジェクト等における取組	2

4 - 2 景観施策の実施状況と今年度の取組予定 一覧 (平成22年度)

対 象	平成21年度 実施状況	H22年度 予定
(1) 景観計画等の策定		
ア 景観計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ H21.4.8 (策定) ・ H21.4.27 (告示) ・ H21.6.1 (施行) 	景観計画(条例)の適切な運用に努める。
イ 景観計画実施計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22.1策定 ・ 景観まちづくりの将来像を具現化するため、重点的に取組むべき事業とその内容を明らかにするため策定した。 ・ 対象事業：30事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施状況の取りまとめとその公表を行う。 ・ 進行管理は、景観施策推進会議で行う。 ・ 計画に沿って景観施策を実施する。
ウ その他取扱い策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例、景観計画の概要と手続きについて (H21.5.27施行) ・ 届出対象の基準及び行為の制限の取扱い (H21.6.1施行) ・ 建築物等の色彩のめやす (H21.6.11施行) ・ 電波塔等の設置に関する取扱い (H22.3.19施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等の扱い (H22.4.7施行) ・ その他必要に応じ、基準を定めるもの。
(2) 町の先導的役割への対応		
ア 景観施策推進会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ H21.9.11設置 (町長指名職員8名で構成) ・ 11月、2月の2回開催 ・ 公共施設整備指針、実施計画の策定について調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月に1回程度開催 ・ 昨年度作成した公共施設整備指針のうち、公共サインについて詳細基準の策定を予定しているが、それらに係る調査・研究を主として活動する。
イ 景観形成公共施設整備指針策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22.1策定 ・ 良好な景観の形成において、町が先導的な役割を果たすため必要となる公共建築物、道路、公園その他公共施設の整備に関する指針を定めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針に則った公共施設の整備を行う。 ・ 特に公共サインの整備に関して、詳細基準を策定する。
(3) 町民と協働した施策の推進		
ア 景観施策に関する情報提供・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報に「景観かわら版」を連載 (6回) した。 ・ ホームページから積極的に情報発信した。 ・ 景観条例、計画の規定事項について、その手続きや概要をまとめ、窓口において積極的に情報提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレットによる周知 (屋外広告物に対する規制状況と箱根関所通りの取組を紹介する。) ・ 町ホームページのコミュニティシステム (たすき) を利用し、住民等との意見交換、交流を行う。 ・ その他、色々な媒体を利用し、効果的な情報提供に努める。
イ 景観まちづくりを考える会の設置	<p>箱根関所通りを景観まちづくりのモデル事業として、町民と行政との協働による取組を展開した。その際にまちづくりを考える会に代わるものとしてエリア対象事業者で構成する研究会を自主的に立ち上げていただいた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箱根関所通りをモデルとして、景観形成のための施策検討をする。 ・ 平成23年度以降、モデル事業の結果を踏まえ、他地区、他地域への展開を図る。

4 - 2 景観施策の実施状況と今年度の取組予定 一覧 (平成22年度)

対 象	平成21年度 実施状況	H22年度 予定
ウ 景観まちづくりアドバイザー制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣要綱制定 (H21.10.1施行) ・2名、1団体を委嘱 (H21.11.27) ・景観まちづくり団体へアドバイザー派遣 (2月、3月派遣) 	アドバイザー派遣制度の利用促進を図る。
エ 景観計画提案団体の認定推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページにより周知 ・箱根関所通り景観まちづくり研究会が調査・研究事項として景観計画提案団体の認定を掲げている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報発信に努める。 ・箱根関所通り景観まちづくり研究会の認定へ向けた活動に対し、支援する。
オ 景観まちづくり表彰制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地における表彰制度等について情報収集した。 ・箱根町にふさわしい表彰制度等について検討した。(表彰制度試案の作成、景観の達人制度創設検討) 	箱根町にふさわしい表彰制度のあり方について検討する。(H24施行予定)
(4) 新たな施策展開		
ア 屋外広告物に係る施策検討	<ul style="list-style-type: none"> ・H22.1に「公共施設整備指針」を策定した。その中で公共サインの整備に係る事項を規定した。 ・箱根関所通りをモデル地区として屋外広告物、特にのぼり旗について規制のあり方を町民と協働して調査・研究した。(H22年度継続) ・環境省及び小田原土木事務所と連携し、屋外広告物(のぼり旗)のパトロールを実施した。(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サインに特化した、整備指針を策定する。(H22.7) ・引続き、関所事業者、国、県等と協働し、関所通りにふさわしい屋外広告物の在り方について調査・研究を進めていく。 ・県からの屋外広告物の事務移譲、町条例の制定について検討する。(権限移譲H24予定) ・環境省及び小田原土木事務所と連携し、屋外広告物(のぼり旗)のパトロールを実施する。
イ 眺望点の指定方策検討	<ul style="list-style-type: none"> ・指定方策を検討をした。 	指定方策を検討する。(H24指定予定)
ウ 景観計画に掲げる研究事項への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・今後における景観形成のための研究課題として、重点的に取り組むべき事項を確認した。(規制及び窓口の一元化、乗り物からの眺望保全) 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制状況及び手続を確認する。 ・対象景観を把握する。(対象となる乗り物) ・その他、調査、研究方策を検討する。
エ 事業者等への協力依頼	東京電力(株)へ電柱の色彩について協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTと電話柱の色彩について協力依頼 ・対象範囲を拡大するもの。(ドコモ等)

4 - 2 景観施策の実施状況と今年度の取組予定 一覧 (平成22年度)

対 象	平成21年度 実施状況	H22年度 予定
(5) 山静神プロジェクト等への対応		
ア プロジェクトチームへの参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観担当者会議へ参加 (1回) ・ プロジェクトチーム会議へ参加 (2回) ・ プロジェクトチーム神奈川ブロックへ参加 (2回) ・ のぼり旗掲出状況調査、町実施 (H21.12.1) ・ 「取組み案」提示 (H21.12.18) ・ 「実施方策案」提示 (H22.3.19) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトチーム会議へ参加 ・ プロジェクトチーム神奈川ブロックへ参加 ・ 関所通り景観まちづくり研究会と連携による取組 ・ 実施報告書作成 (H22.7)
イ 箱根関所通り景観まちづくり研究会との連携による取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ モデル事業実施に伴う箱根観光協会との調整 (H22.1.18) ・ 関所通り事業者との打合せ (H22.1.27) ・ 関所通り景観まちづくり研究会設置 (H22.1.27) 9事業者 ・ 関所通り景観まちづくり研究会 (1回) へ参加 (H22.2.9) ・ 関所通り景観まちづくり研究会 (2回) へ参加 (H22.3.8) ・ 関所通り景観まちづくり研究会へアドバイザー派遣 (2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関所通り景観まちづくり研究会 (3回) へ参加 (H22.4.7) ・ 研究会HP開設 (H22.4) ・ 研究会取組実施計画書作成 (H22.5) ・ 通りマップ作成 (H22.5) ・ 通り事業者携帯サイト開設 (H22.6) ・ 協力店舗認定制創設 (H22.7) ・ エリアマネジメント推進方策確定 (H22.7) ・ 観光イベント開催 (H22.8)